

## 郡山市総合地方卸売市場ニューノーマル補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市総合地方卸売市場入場業者がポストコロナにおける多様化した流通形態に対応し、競争力の強化及び市場全体の取引の活性化を図るため、DX推進及び事業効率化等ニューノーマルへの対応等に取り組む入場業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入場業者 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者をいう。
- (2) ECサイト 電子商取引サービスを提供するウェブサイトをいう。
- (3) 卸売業者 郡山市総合地方卸売市場条例（平成13年郡山市条例第57号。以下「条例」という。）第8条の2第1項の規定により市長から卸売業の許可を受けている者をいう。
- (4) 仲卸業者 条例第15条第1項の規定により市長から仲卸業の許可を受けている者をいう。
- (5) 関連事業者 条例第27条第1項の規定により市長から関連事業者の許可を受けている者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入場業者又は入場業者で組織する団体
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (3) 条例第72条第1項、第2項及び第3項に規定する使用料等を滞納していない者
- (4) この要綱に定める補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に関し、本市の他の補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は別表1に掲げる事業とし、補助対象経費及び補助金の額は別表2のとおりとする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外するものとする。

3 第1項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は同意書兼誓約書（第3号様式）及び市長が必要と認めて指示する書類とする。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（実績報告）

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第4号様式）とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収証書の写し等
- (2) 事業の完了が確認できる書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する期間の範囲内とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

事業区分	事業の例
D X 推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ECサイトの導入及び改修</li><li>・ ECサイトのプロモーション</li><li>・ 販売管理等のシステム導入及びオンライン化</li><li>・ その他D X推進に資する事業</li></ul>
事業効率化等 事業者支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共同配送導入のための車両購入</li><li>・ 共同販売導入のための会計処理システム導入</li><li>・ 品質又は衛生管理向上のための設備の導入及び改修（自動給水装置及び間仕切り設置等） ※直接その効果が食品に係る品質又は衛生管理向上を目的とするものに限る</li><li>・ 脱炭素化設備等導入（省エネ型自然冷媒機器及びEVトラック等）</li><li>・ 食品ロス削減及びプラスチック資源循環等のための事業（食品ロス削減長期保存加工設備及びリサイクル設備導入等）</li><li>・ 物流標準化の推進事業（標準サイズパレット導入、パレット管理システム構築・導入等）</li><li>・ その他事業効率化に資する事業 ※対象となる設備・車両導入に係る施行場所は本市場内に限る</li></ul>

別表2（第4条関係）

補助対象 経費	補助対象 経費区分	補助対象経費の例	補助額
D X 推進に 要する費用	報償費	・ 外部専門家等に対する謝金	補助対象経費の 2分の1以内の 額とし、30万円 を限度とする。
	旅費	・ 外部専門家等に対する旅費	
	需用費	・ 消耗品及びパンフレット等の印刷代	
	役務費	・ ECサイトの導入及び改修に係る作成費、利用料及び設定費 ・ EC事業者のサイト登録手数料 ・ 宣伝広告費・ 宣伝広告費	
	委託料	・ ECサイト作成業務委託及び改修業務委託 ・ EC事業者登録業務委託	
	使用料及び賃 借料	・ 機器等リース料（導入年度分のリース料に限る）	
	備品購入費	・ 取得価格が10万円以上の物品 ・ 設備購入費、これに伴う設置費及びタブレット端末等購入費（システム導入と合わせて購入する場合に限る）	
	その他の経費	・ その他必要と認められた経費	
事業効率化 等事業者支 援に要する 費用	報償費	・ 外部専門家等に対する謝金	補助対象経費の 2分の1以内の 額とし、50万円 を限度とする。
	旅費	・ 外部専門家等に対する旅費	
	需用費	・ 消耗品代	
	役務費	・ サービス及びシステム等登録手数料	
	委託料	・ 共同システム開発業務委託 ・ パレット管理システム開発業務委託	
	使用料及び賃 借料	・ 機器等リース料（導入年度分のリース料に限る）	
	工事請負費	・ 設備設置改修工事費、改修又は設置工事のために解体工事が必要となる時はその工事費	
	備品購入費	・ 取得価格が10万円以上の物品 ・ 設備購入費、これに伴う設置費及び既存設備撤去費	

		・ 車両購入費	
	その他の経費	・ その他必要と認めた経費	

第1号様式（第5条関係）

事業計画書

1 事業所概要

商号又は屋号		
代表者職・氏名		
所在地		
担当者名		
連絡先	TEL	
	E-mail	

2 事業概要

事業区分	<input type="checkbox"/> DX推進 <input type="checkbox"/> 事業効率化等事業者支援
事業目的	
事業内容	※事業内容、実施スケジュール等具体的な実施内容を記載してください。

## 収支予算書

1 収入

単位：円

科目	予算額	摘要
市補助金		
その他		
合計		

2 支出

単位：円

事業内容	科目	予算額		摘要
			うち補助対象	
予備費				
合計				

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

所在地  
申請者 又は住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
氏名又は法人名 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

郡山市総合地方卸売市場ニューノーマル補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金を一部又は全額返還することに同意します。

記

- 1 税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）を照会することに同意します。  
【照会税目】  
個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税
- 2 この補助金に係る補助対象経費に対し、本市の他の補助等を受けておりません。また、申請予定もありません。
- 3 対象事業において、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けている場合、その支給決定に係る一切の内容について、所管する機関へ照会することに同意します。
- 4 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。



